

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 県営土地改良事業の工事の完了 (農村振興課) 一
- 保安林の指定の解除の予定 (森林整備課) 一
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立 (水産業振興課) 二
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧 (三件) (都市計画課) 二
- 建築士免許の取消し (建築宅地課) 二
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出 (仙台地方振興事務所) 四
- 県営土地改良事業計画の変更に伴う公告及び縦覧 (農村振興課) 四
- 公聴会の開催 (五件) (都市計画課) 五
- 選挙管理委員会
- 証票の無効について 八
- 地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数 八
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数 九
- 宮城県知事選挙において政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び政見放送の回数 九
- 収用委員会
- 国道四十五号気仙沼大峠山事件裁決手続開始決定の更正決定 一〇
- 大谷川浜大谷川事件裁決手続開始決定の更正決定 一〇

ページ

告 示

○大谷川浜大谷川事件公示送達

一〇

○宮城県告示第七七十一号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十九年九月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇二二〇三五五	きゅう石巻市中央二丁目七番六号開北ビル一階	就労継続支援B型	株式会社北村笑店	平成二十九年九月一日
○四一〇二二〇三六三	みつちゃんち石巻市中央三丁目一番三十二号	生活介護	特定非営利活動法人高橋園	平成二十九年九月一日

○宮城県告示第七七十二号

県営土地改良事業に伴う工事の完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十九号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十九年九月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
大崎西部2期	水利施設整備事業（基幹水利施設整備型）	平成二十九年六月十三日
田尻排水機場	水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）	平成二十九年七月二十日
河南4期	農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業（経営体育成型））	平成二十九年一月二十四日

○宮城県告示第七七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十九年九月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

本吉郡南三陸町歌津字伊里前四五の七（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び南三陸町役場に備えて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百七十四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、牡鹿加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたものと認める。

平成二十九年九月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第七百七十五号

登米市から登米都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年九月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

種類 登米都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第七百七十六号

松島町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年九月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画下水道

2 名称 松島町公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第七百七十七号

大衡村から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年九月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第七百七十八号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成二十九年九月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

免許取消年月日	氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消しの理由
平成二十九年八月三十一日	井上 昭道	二級建築士	第四百六十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月三十一日	安藤 榮吉	二級建築士	第六百八十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月三十一日	横田 慶一	二級建築士	第七百七十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月三十一日	加藤 錦彌	二級建築士	第七百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月三十一日	水野 昭	二級建築士	第九百七十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月三十一日	小畑 栄三	二級建築士	第一千三十一号	建築士法第九条第一項

平成二十九年八月三十一日	菅原 博	二級建築士	第二千五百四十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月三十一日	進 千葉 勇之	二級建築士	第二千三百五十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月三十一日	日野 昭喜	二級建築士	第九百三十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月三十一日	熊谷 吉春	二級建築士	第九百二十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月三十一日	安居 勇吉	二級建築士	第八百九十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月三十一日	郎 二階堂 哲	二級建築士	第八百九十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月三十一日	千葉 誠次	二級建築士	第八百九十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月三十一日	菅原 辰夫	二級建築士	第八百六十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月三十一日	大塚 昭作	二級建築士	第六百五十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月三十一日	相沢 礼典	二級建築士	第五百八十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月三十一日	夫 小野寺 吉	二級建築士	第五百六十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月三十一日	伊藤 昭太	二級建築士	第五百四十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月三十一日	千田 仁	二級建築士	第五百一十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月三十一日	千葉 忠夫	二級建築士	第四百八十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月三十一日	福島 正治	二級建築士	第四百七十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月三十一日	齋藤 新一	二級建築士	第四百六十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月三十一日	治郎 佐藤 今朝	二級建築士	第四百四十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月三十一日	石澤 国雄	二級建築士	第四百十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月三十一日	渡辺 長平	二級建築士	第三百二十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月三十一日	大沼 弘一	二級建築士	第八十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

平成二十九年八月三十一日	庄司 金平	二級建築士	第八千二百二十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月三十一日	齊藤 實	二級建築士	第七千六百六十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月三十一日	遠藤 和雄	二級建築士	第七千二百十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月三十一日	中嶋 正一	二級建築士	第七千二十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月三十一日	白井 博	二級建築士	第六千六百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月三十一日	倉金 政勝	二級建築士	第四千八百四十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月三十一日	高橋 保	二級建築士	第四千八百一十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月三十一日	木村 国男	二級建築士	第四千五百六十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月三十一日	伊藤 貫一	二級建築士	第三千九百六十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月三十一日	佐藤 俊一	二級建築士	第三千六百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月三十一日	三條 誠一	二級建築士	第三千五百六十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月三十一日	齋藤 操	二級建築士	第三千三百四十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月三十一日	相沢 孝雄	二級建築士	第三千三百一十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月三十一日	高野 匠一	二級建築士	第三千三百四十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月三十一日	光 八重樫 國	二級建築士	第二千九百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月三十一日	杉村 秋男	二級建築士	第二千七百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月三十一日	郎 松野 清四	二級建築士	第二千七百六十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月三十一日	夫 佐々木 次	二級建築士	第二千七百三十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月三十一日	日野 博	二級建築士	第二千六百六十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月三十一日	眞山 昇	二級建築士	第二千六百十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

○宮城県告示第七百七十九号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、宮城県七ヶ浜町七ヶ浜土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十九年九月八日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 加藤 睦 男

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十九年七月二十六日	我妻 周悦	宮城県七ヶ浜町東宮浜字鶴ヶ湊七十五番地の一	理事
平成二十九年七月二十六日	佐藤 壮一	宮城県七ヶ浜町東宮浜字要害十四番地	理事
平成二十九年七月二十六日	寺澤 善二	宮城県七ヶ浜町花測浜字五月田六十八番地の二十	理事
平成二十九年七月二十六日	米 善藏	宮城県七ヶ浜町代ヶ崎浜字影田三十六番地の一	理事
平成二十九年七月二十六日	和泉 正栄	宮城県七ヶ浜町菖蒲田浜字中田六番地の七	理事
平成二十九年七月二十六日	岩本 松治	宮城県七ヶ浜町湊浜二丁目九番地の一	理事
平成二十九年七月二十六日	伊藤 新一	宮城県七ヶ浜町東宮浜字東兼田十六番地の一	理事
平成二十九年七月二十六日	星 辰男	宮城県七ヶ浜町松ヶ浜字浜屋敷二十三番地	理事
平成二十九年七月二十六日	鈴木 利雄	宮城県七ヶ浜町笹山十五番地の八	監事
平成二十九年七月二十六日	齋藤 庄英	宮城県七ヶ浜町代ヶ崎浜字影田六番地の四	監事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十九年七月二十五日	我妻 周悦	宮城県七ヶ浜町東宮浜字鶴ヶ湊七十五番地の一	理事
平成二十九年七月二十五日	佐藤 壮一	宮城県七ヶ浜町東宮浜字要害十四番地	理事

公 告

平成二十九年七月二十五日	寺澤 善二	宮城県七ヶ浜町花測浜字五月田六十八番地の二十	理事
平成二十九年七月二十五日	米 善藏	宮城県七ヶ浜町代ヶ崎浜字影田三十三番地の一	理事
平成二十九年七月二十五日	和泉 正栄	宮城県七ヶ浜町菖蒲田浜字中田六番地の七	理事
平成二十九年七月二十五日	岩本 松治	宮城県七ヶ浜町湊浜二丁目九番地の一	理事
平成二十九年七月二十五日	伊藤 新一	宮城県七ヶ浜町東宮浜字東兼田十六番地の一	理事
平成二十九年七月二十五日	加藤 壽治	宮城県七ヶ浜町松ヶ浜字謡三十六番地の十二	理事
平成二十九年七月二十五日	太宰 藤一郎	宮城県七ヶ浜町湊浜字熊野四十八番地の二	監事
平成二十九年七月二十五日	鈴木 利雄	宮城県七ヶ浜町笹山十五番地の八	監事

○県営王沢地区土地改良事業農地整備事業（経営体育成型）計画の変更にあたり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年九月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

県営王沢地区土地改良事業農地整備事業（経営体育成型）変更計画概要書

二 縦覧期間

平成二十九年九月八日から平成二十九年十月十日まで

三 縦覧場所

栗原市役所

四 意見書の提出について

1 提出期限 平成二十九年十月十日

- 2 提出方法 宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所長宛て提出してください。
送付先 〒九八七-12251 栗原市藤木五-1
電子メールアドレス nhknrrima@pref.miyagi.lg.jp
- 3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限りません。また、氏名(法人名)及び連絡先を必ず記入してください。
- 4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、栗原市役所で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。
- 5 その他 電話による意見はお受けできません。

○都市計画に関する公聴会規則(昭和四十五年宮城県規則第三号)第二条第一項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

平成二十九年九月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公聴会の日時及び場所

日 時	場 所
平成二十九年九月二十五日(月) 午後七時から	栗原市築館伊豆二丁目六番一号 栗原市市民活動支援センター

二 件名

栗原都市計画の変更(素案)について

三 公述申出者の資格

公聴会に出席して意見を述べることができる者(以下「公述申出者」という。)は、栗原市及び登米市の住民又は利害関係人とする。

四 公述の申出等

1 公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業(法人にあつては、法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べようとする者の氏名、住所、年齢及び当該法人との関係)を記載した書面(以下「公述申出書」という。)により、宮城県知事に申し出ること。

2 公述申出書の提出期限は、平成二十九年九月十五日(金)までとする。ただし、公述申出書を郵送する場合は、同日付けの消印のあるものまでを受け付ける。

3 意見の要旨の全部がこの素案に関係しないとき、又は意見の要旨を同じくする者が多数あると

きは、公述人に選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは公述の時間を制限し、意見の要旨にこの素案と関係ない部分があるときは当該部分の公述を認めないことがある。

4 公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場の受付に申し込むこと。ただし、入場は先着順とするので、満員になったときは、入場を制限することがある。

なお、公述人に選定された者がいないときは、公聴会の開催を取りやめる。

五 素案の概要

栗原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更し、次の事項を定める。

1 都市計画の目標

2 区域区分の決定の有無

3 主要な都市計画の決定の方針

- (一) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
- (二) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
- (三) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(四) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(五) 防災に関する都市計画の決定の方針

六 その他

この公聴会及び素案の内容についての問い合わせは、宮城県土木部都市計画課(仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二-二二一-三三三二・三三三四)に行うこと。

○都市計画に関する公聴会規則(昭和四十五年宮城県規則第三号)第二条第一項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

平成二十九年九月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公聴会の日時及び場所

日 時	場 所
平成二十九年九月二十六日(火) 午後七時から	登米市迫町佐沼字中江二丁目六番地一 登米市役所迫庁舎

二 件名

登米都市計画の変更(素案)について

三 公述申出者の資格

公聴会に出席して意見を述べることができる者(以下「公述申出者」という。)は、登米市の住民又は利害関係人とする。

四 公述の申出等

1 公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業(法人にあつては、法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べようとする者の氏名、住所、年齢及び当該法人との関係)を記載した書面(以下「公述申出書」という。)により、宮城県知事に申し出ること。

2 公述申出書の提出期限は、平成二十九年九月十九日(火)までとする。ただし、公述申出書を郵送する場合は、同日付けの消印のあるものまでを受け付ける。

3 意見の要旨の全部がこの素案に関係しないとき、又は意見の要旨を同じくする者が多数あるときは、公述人に選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは公述の時間を制限し、意見の要旨にこの素案と関係ない部分があるときは当該部分の公述を認めないことがある。

4 公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場の受付に申し込むこと。ただし、入場は先着順とするので、満員になったときは、入場を制限することがある。

なお、公述人に選定された者がいないときは、公聴会の開催を取りやめる。

五 素案の概要

登米都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更し、次の事項を定める。

1 都市計画の目標

2 区域区分の決定の有無

3 主要な都市計画の決定の方針

(一) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(二) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(三) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(四) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(五) 防災に関する都市計画の決定の方針

六 その他

この公聴会及び素案の内容についての問い合わせは、宮城県土木部都市計画課(仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二二一三三三三・三三三三四)に行うこと。

〇都市計画に関する公聴会規則(昭和四十五年宮城県規則第三号)第二条第一項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

平成二十九年九月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公聴会の日時及び場所

日 時	場 所
平成二十九年九月二十七日(水) 午後七時から	大崎市古川七日町一番一号 大崎市役所東庁舎

二 件名

大崎広域都市計画の変更(素案)について

三 公述申出者の資格

公聴会に出席して意見を述べることができる者(以下「公述申出者」という。)は、大崎市、加美町、涌谷町及び美里町の住民又は利害関係人とする。

四 公述の申出等

1 公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業(法人にあつては、法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べようとする者の氏名、住所、年齢及び当該法人との関係)を記載した書面(以下「公述申出書」という。)により、宮城県知事に申し出ること。

2 公述申出書の提出期限は、平成二十九年九月二十日(水)までとする。ただし、公述申出書を郵送する場合は、同日付けの消印のあるものまでを受け付ける。

3 意見の要旨の全部がこの素案に関係しないとき、又は意見の要旨を同じくする者が多数あるときは、公述人に選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは公述の時間を制限し、意見の要旨にこの素案と関係ない部分があるときは当該部分の公述を認めないことがある。

4 公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場の受付に申し込むこと。ただし、入場は先着順とするので、満員になったときは、入場を制限することがある。

なお、公述人に選定された者がいないときは、公聴会の開催を取りやめる。

五 素案の概要

大崎広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更し、次の事項を定める。

1 都市計画の目標

2 区域区分の決定の有無

3 主要な都市計画の決定の方針

(一) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

- (二) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
- (三) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
- (四) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針
- (五) 防災に関する都市計画の決定の方針

六 その他
この公聴会及び素案の内容についての問い合わせは、宮城県土木部都市計画課（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二一三三三・三三三三四）に行うこと。

〇都市計画に関する公聴会規則（昭和四十五年宮城県規則第三号）第二条第一項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

平成二十九年九月八日

一 公聴会の日時及び場所
宮城県知事 村 井 嘉 浩

日 時	場 所
平成二十九年九月二十八日（木）午後七時から	黒川郡大郷町柏川字西長崎五番地八 大郷町役場

二 件名

大郷都市計画の変更（素案）について

三 公述申出者の資格

公聴会に出席して意見を述べることができる者（以下「公述申出者」という。）は、大郷町の住民又は利害関係人とする。

四 公述の申出等

1 公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業（法人にあっては、法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べようとする者の氏名、住所、年齢及び当該法人との関係）を記載した書面（以下「公述申出書」という。）により、宮城県知事に申し出ること。

2 公述申出書の提出期限は、平成二十九年九月二十一日（木）までとする。ただし、公述申出書を郵送する場合は、同日付けの消印のあるものまでを受け付ける。

3 意見の要旨の全部がこの素案に関係しないとき、又は意見の要旨を同じくする者が多数あるときは、公述人を選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは公述の時間を制限し、意

見の要旨にこの素案と関係ない部分があるときは当該部分の公述を認めないことがある。
4 公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場の受付に申し込むこと。ただし、入場は先着順とするので、満員になったときは、入場を制限することがある。
なお、公述人を選定された者がいないときは、公聴会の開催を取りやめる。

五 素案の概要

大郷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更し、次の事項を定める。

- 1 都市計画の目標
- 2 区域区分の決定の有無
- 3 主要な都市計画の決定の方針

- (一) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
- (二) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
- (三) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
- (四) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針
- (五) 防災に関する都市計画の決定の方針

六 その他

この公聴会及び素案の内容についての問い合わせは、宮城県土木部都市計画課（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二一三三三・三三三三四）に行うこと。

〇都市計画に関する公聴会規則（昭和四十五年宮城県規則第三号）第二条第一項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

平成二十九年九月八日

一 公聴会の日時及び場所
宮城県知事 村 井 嘉 浩

日 時	場 所
平成二十九年九月二十九日（金）午後七時から	石巻市成田字小塚裏畑五十四番地 石巻市河北総合センター

二 件名

河北都市計画の変更（素案）について

三 公述申出者の資格

公聴会に出席して意見を述べることができる者（以下「公述申出者」という。）は、

若林選挙区	三七、六二二	栗原選挙区	二〇、一九三
太白選挙区	六三、三五九	東松島選挙区	一一、二二七
泉選挙区	六〇、〇五三	大崎選挙区	三七、一九五
石巻・牡鹿選挙区	四三、七四八	柴田選挙区	二三、一五二
塩釜選挙区	一五、七八四	亘理選挙区	一三、二二九
気仙沼・本吉選挙区	二二、八〇〇	宮城選挙区	一四、一一二
白石・刈田選挙区	一四、〇二七	富谷・黒川選挙区	二五、四〇二
名取選挙区	二一、一三九	加美選挙区	八、八四六
角田・伊具選挙区	一一、六二九	遠田選挙区	一一、九一九
多賀城・七ヶ浜選挙区	二二、六六九		

○宮選管告示第百三三号

平成二十九年九月一日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十九年九月八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

三四三、三一六

○宮選管告示第百四号

平成二十九年十月二十二日執行の宮城県知事選挙において、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第二条第七項の規定による候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる候補者一人当たりの政見放送の回数は、次のとおりとする。

平成二十九年九月八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

テレビジョン放送	回数	ラジオ放送	回数
基幹放送事業者名		基幹放送事業者名	

株式会社仙台放送
株式会社宮城テレビ放送

一
二

東北放送株式会社

一

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第30号

平成29年5月29日付けで当委員会が行った一般国道45号改築工事（三陸縦貫自動車道・宮城県気仙沼市松崎高谷地内から同市唐桑町只越地内まで）及びこれに伴う市道付替工事に係る裁決手続開始決定について、次のとおり更正する。

平成29年9月8日

宮城県収用委員会

1 土地所有者の住所の変更

裁決手続開始決定書「4 土地所有者の氏名及び住所の山林部分」中
「宮城県気仙沼市波板272番地」を「宮城県気仙沼市浪板272番地」に改める。

2 登記名義人の氏名及び住所の変更

別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4の番号21の項氏名の欄を次のように改める。

村上 繪香 上記代理人（親権者）村上 博子

別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4の番号26の項住所の欄を次のように改める。

宮城県気仙沼市浪板205番地21
ただし、登記簿上の住所 気仙沼市弁天町二丁目1番3号

別表第1の番号41の項氏名の欄を次のように改める。

熊谷 忠夫 ただし、登記簿上の氏名 熊谷 忠雄

別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4の番号50の項氏名の欄を次のように改める。

小松 重右衛門 ただし、登記簿上の氏名 小松 重右エ門

別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4の番号83の項氏名の欄を次のように改める。

小野寺 ハル ただし、登記簿上の氏名 小野寺 はる

別表第 1、別表第 2、別表第 3 及び別表第 4 の番号 103 の項氏名の欄を次のように改める。

高橋 正尾 ただし、登記簿上の氏名 高橋 正雄

別表第 1、別表第 2、別表第 3 及び別表第 4 の番号 117 の項氏名の欄を次のように改める。

小野寺 五左衛門 ただし、登記簿上の氏名 小野寺 五左エ門

別表第 1、別表第 2、別表第 3 及び別表第 4 の番号 128 の項氏名の欄を次のように改める。

青柳 正市 ただし、登記簿上の氏名 青柳 正市

別表第 1、別表第 2 及び別表第 4 の番号 133 の項氏名の欄を次のように改める。

高倉 梅之助 ただし、登記簿上の氏名 高倉 梅之助

3 登記名義人のうち死亡している者の法定相続人の氏名及び住所の変更

別紙のとおり

(注) 別紙は、宮城県収用委員会事務局に備え置いて縦覧に供する。縦覧時間は、宮城県の執務時間を定める規則（平成元年宮城県規則第 45 号）に規定する県の執務時間とする。

○宮城県収用委員会告示第 31 号

平成 29 年 3 月 6 日付けで当委員会が行った大谷川地区海岸改修工事（宮城県石巻市大谷川浜小浜山地内から同市大谷川浜二重坂地内まで）及び県道女川牡鹿線改築工事（宮城県石巻市大谷川浜小浜山地内から同市大谷川浜二重坂地内まで）（大谷川浜大谷川事件）に係る裁決手続開始決定について、平成 29 年 8 月 28 日付けで別紙のとおり更正する。

(注) 別紙は、宮城県収用委員会事務局に備え置いて縦覧に供する。縦覧時間は、宮城県の執務時間を定める規則（平成元年宮城県規則第 45 号）に規定する県の執務時間とする。

平成 29 年 9 月 8 日

宮 城 県 収 用 委 員 会

○宮城県収用委員会告示第 32 号

大谷川浜大谷川事件について、土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 66 条第 3 項の規定により送達すべき次の書類は、当委員会事務局において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

平成 29 年 9 月 8 日

宮 城 県 収 用 委 員 会

1 送達すべき書類

平成 29 年 9 月 1 日付け宮収号外通知文

平成 29 年 8 月 28 日付け権利取得裁決書及び明渡裁決書

2 送達を受けるべき者

高橋 政人 住所・常居所不明 ただし、住民票の住所 神奈川県川崎市中原区市ノ坪 270 番地

サイラドファミリー 302 佐藤方

阿部 清美 住所・常居所不明 ただし、住民票の住所 宮城県牡鹿郡女川町出島字出島 79 番地

の 1